

令和5年2月21日	
資料提供	
担当課	食品・生活衛生課
担当者	福原、三木田
電話	073-441-2630、2636（直通）

「和歌山県動物愛護管理推進計画」改訂に係るご意見の募集について

県では、平成28年3月、地域の生活環境の保全と猫の殺処分数の削減を図ることを目的に「和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例」を一部改正し、同年4月から「不幸な猫をなくすプロジェクト」として、地域猫の不妊去勢手術費用の助成を中心とする地域猫対策への支援やボランティアと協働した譲渡を推進するなどの取組を進めてきました。その結果、猫の殺処分数はプロジェクト開始前に比べ、83%減少するなど一定の成果が現れています。

一方、国は、第一種動物取扱業者が遵守すべき基準の具体化や動物愛護管理施策の更なる推進等を目的として、令和元年6月に動物の愛護及び管理に関する法律を一部改正し、令和2年6月から令和4年6月にかけて順次施行しました。

それらに加え、第二次計画の策定から5年が経過したことから、現状と課題を整理した上で、「和歌山県動物愛護管理推進計画（第3次）」（案）を作成しましたので、広く県民の皆様からのご意見を募集します。

1 意見の募集期間

令和5年2月21日（火）から3月22日（水）まで

2 閲覧ならびに入手方法

①和歌山県食品・生活衛生課のホームページから閲覧、ダウンロードできます。

([https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/80\\_doubutsu/index.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/80_doubutsu/index.html))

②閲覧資料の備え付け場所

和歌山県情報公開コーナー、食品・生活衛生課

各県立保健所 衛生環境課（新宮保健所串本支所にあつては保健環境課）

動物愛護センター

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送 〒640-8585（住所記載不要） 和歌山県食品・生活衛生課あて

②FAX 073-432-1952

③Eメール e0316003@pref.wakayama.lg.jp

※電話でのご意見は、受付をいたしませんので予めご了承願います。

〔意見の提出様式〕

意見の提出様式は特に定めませんが、下記の内容を記載してください。

（外国語は不可）

- ①住所    ②氏名    ③電話番号  
④ご意見の該当箇所    ⑤ご意見

個々の意見に対して回答はいたしません。類似の意見を取りまとめたうえで、計画（案）への反映の可否について検討し、その結果について県ホームページに掲載します。

（ご意見等の概要を公表する際には、住所、氏名、電話番号は公表しません。）